

国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、法人において研究活動に従事する外国人の研究者（法人との勤務の契約による者を除く。以下「外国人客員研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局のうち、事務局を除く部局をいう。

2 「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

(受入れ資格)

第3条 外国人客員研究員として受け入れることができる者は、次の各号に掲げる者で法人の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する資格を有するもの又はこれに相当する研究業績を有するものとする。

(1) 政府間協定の交流事業に基づく外国人研究者

(2) 独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本学生支援機構その他公的機関の交流事業に基づく外国人研究者

(3) 外国の大学、研究所その他の研究機関と法人との交流協定等に基づく外国人研究者

(4) 前各号に掲げるもののほか、法人における学術研究を推進する上で適当な外国人研究者

(受入れ申請)

第4条 外国人客員研究員を受け入れようとする教員は、部局長に申請するものとする。

2 部局長は、教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会の議を経て学長に申請するものとする。

3 前各項の申請は、外国人客員研究員受入れ調書（様式第1号）を添えて行うものとする。

(受入れ承認)

第5条 学長は、法人の教育及び研究に支障がない場合、受入れを承認することができる。

2 学長は、外国人客員研究員の受入れを承認したときは、外国人客員研究員の受入れ通知書（様式第2号）により部局長に通知するものとする。

3 外国人客員研究員として受け入れた者には、国立大学法人大分大学外国人客員研究員証（様式第3号）を交付する。

(受入れ期間)

第6条 外国人客員研究員の受入れ期間は、協定等で別に定めているもののほか、1年以上1年以内とする。ただし、必要がある場合は受入れ期間を延長することができる。

2 前項ただし書の期間延長は、部局長の申出に基づき学長が決定する。

3 前項の申出は、外国人客員研究員受入れ期間延長申請書（様式第4号）により行うものとする。

(施設等の使用)

第7条 外国人客員研究員には、研究活動に必要な法人の施設、設備等を法人の教育・研究に支障のない範囲で使用させることができる。

(終了証明書の交付)

第8条 外国人客員研究員の受入れ期間が満了した場合において当該研究員から請求があったと

きは、学長は、当該研究等の終了を証明することができる。

2 前項の申請は、部局長を通じ、外国人客員研究員研究終了証明書交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

3 学長は、前項の申請に基づき、外国人客員研究員研究終了証明書（様式第6号）により研究終了の証明を行うものとする。

（待遇）

第9条 法人は、外国人客員研究員に、給与、渡航費及び滞在費を支給しない。ただし、寄附金をもって渡航費及び滞在費の全部又は一部を支出できる場合は、この限りでない。

（規定の遵守）

第10条 外国人客員研究員は、法人の諸規定を遵守しなければならない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人客員研究員の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年規程第90号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第121号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第18号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第49号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第58号）

この規程は、平成25年8月23日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

外国人客員研究員受入れ調書

(フリガナ)				性別	男・女
氏名					
生年月日 (年齢)		年 月 日 ()	国名		
本国における所属機関・職名					
本国における住所					
最終学歴					
学位					
職歴					
主な研究業績					
受 入 れ 内 容	受入れ期間				
	受入れ教員				
	研究題目				
	在留資格				
	本邦在留期間				
	受入れ期間中の居所				
	法人(本学)以外の訪問先	受入れ期間中の訪問先	本邦在留中(受入れ期間中を除く。)の訪問先		
備考 国立大学法人大分大学外国人客員研究員規程第3条第 号該当					

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

部 局 長

国立大学法人大分大学長

大分大学外国人客員研究員の受入れについて（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のありましたこのことについて、下記の者を、外国人客員研究員として受け入れることを決定したので通知します。

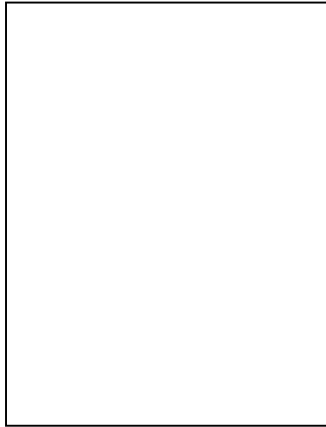
については、同人に「大分大学外国人客員研究員規程」の趣旨等を周知願います。

記

(ふりがな) 氏 名		性 別	
生年月日	年 月 日	国 籍	
受入期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
受入教員			

No.

国立大学法人大分大学外国人客員研究員証



氏 名

学 部

受入れ教員
担当部局・氏名

有効期間

上記の者は、国立大学法人大分大学の
外国人客員研究員であることを証明する。

年 月 日

国立大学法人大分大学長 印

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

学部長 ㊟

外国人客員研究員受入れ期間延長申請書

外国人客員研究員の受入れ期間について、下記のとおり延長したいので、承認願います。

(フリガナ) 氏 名		国 名	
受入れ予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
受入れ延長期間	年 月 日から	年 月 日まで	
受入れ教員 主担当部局・氏名			
延長理由			

様式第5号（第8条関係）

年 月 日			
国立大学法人大分大学長 殿 氏 名 外国人客員研究員研究終了証明書交付申請書 このたび、下記のとおり研究が終了しましたので、終了証明書を交付くださるよう御願います。			
氏 名		国 名	
受入れ教員			
受入れ期間	年 月 日から 年 月 日まで		
研究題目			
終了証明書の使用目的			
終了証明書の提出先			

外国人客員研究員研究終了証明書

国名
氏名
(生年月日)

上記の者は 年 月 日 から 年 月 日 まで外国人客員研究員として国立大学法人大分大学において研究活動に従事し、研究を終了したことを証明する。

年 月 日

国立大学法人大分大学長

印